2　前項の場合において、この法律による改正後の不正アクセス行為の禁止等に関する法律（以下この項において「新法」という。）第十四条の規定（新法第十一条の罪に係る部分に限る。）は情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に日本国について効力を生ずる条約により、新法第十四条の規定（新法第十一条の罪に係る部分を除く。）はサイバー犯罪に関する条約及びこの法律の施行の日以後に日本国について効力を生ずる条約により日本国外において犯したときであっても罰すべきものとされている罪に限り、適用する。

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　川端　達夫
経済産業大臣　枝野　幸男

沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名

平成二十四年三月三十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

法律第十三号

沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律

沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「沖縄振興計画（第四条・」を「沖縄振興計画等（第三条の二―」に、「観光振興計画等」を「観光地形成促進計画等」に、「第九条」を「第十一条」に、「第二款　観光の利便性の増進等（第十条―第十五条）」を「第二款　外国人観光旅客の来訪の促進（第十二条―第二十条）」に、「第四款（第十六条―第二十条）」を「第三款」に、「第五款」を「第四款」に、「産業高度化地域」を「産業高度化・事業革新促進計画等」に、「自由貿易地域等」を「国際物流拠点産業集積地域」に、「第八十三条」を「第八十三条の二」に、「第七章　駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化のための特別措置（第九十五条―第九十七条）」を「第七章　駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置（第九十五条―第百四条）」に、「第百二十条」を「第百二十一条」に改める。

第一節　駐留軍用地跡地の指定等（第九十八条―第百二条）
第二節　大規模跡地の指定等（第百三条・第百四条）
第三節　大規模跡地給付金の支給等（第百五条―第百十一条）」

第一条中「かんがみ、沖縄の振興の基本となる沖縄振興計画」を「鑑み、沖縄振興基本方針」に改め、「これ」の下に「に基づき策定された沖縄振興計画」を、「より、沖縄の」の下に「自主性を尊重しつつその」を加える。

第三条第六号中「及び情報処理・提供サービス業」を「、情報処理・提供サービス業及びインターネット付随サービス業（インターネットを利用した通信又は情報の処理若しくは提供に関する事業活動であって政令で定めるものを行う業種をいう。）」に改め、同条第十号中「産業高度化事業」を「産業高度化・事業革新促進事業」に改め、「、販売」を削り、「同じ。）」の下に「又は事業革新（沖縄の特産物として相当程度認識されている農林水産物若しくは鉱工業品又は当該鉱工業品の生産に係る技術の活用により新たな事業を創出し、又は新たな需要を相当程度開拓することをいう。以下同じ。）」を加え、同条第十六号を削り、同条第十五号中「駐留軍が」を「駐留軍（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（以下この号において「日米安保条約」という。）に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいう。）が」に改め、同号を同条第十六号とし、同条中第十四号を削り、第十三号を第十五号とし、第十二号を第十四号とし、第十一号を第十三号とし、第十号の次に次の二号を加える。

十一　国際物流拠点産業　国際物流拠点（国際的な貨物流通の拠点として機能する港湾又は空港をいう。以下同じ。）において積込み又は取卸しがされる物資の流通に係る事業、当該事業の用に供される施設の設置又は運営を行う事業その他の国際物流拠点を中核とした集積が形成され、かつ、当該集積の形成が貿易の振興に寄与すると見込まれる事業であって政令で定めるものをいう。

十二　特定国際物流拠点事業　国際物流拠点産業に属する事業のうち、国際物流拠点を中核とした集積の形成が特に見込まれるものとして政令で定めるものをいう。

第二章の章名を次のように改める。

第二章　沖縄振興計画等

第四条の見出し中「の内容」を削り、同条第三項中「平成十四年度」を「平成二十四年度」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「沖縄振興計画」を「前項各号に掲げる事項のほか、沖縄振興計画」に、「集積等の」を「集積その他の」に、「定める」を「定めるよう努める」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項第一号を削り、同項第二号中「産業」を「観光の振興、情報通信産業の振興、農林水産業の振興その他の産業」に改め、同号を同項第一号とし、同項中第三号を第二号とし、第四号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十二号中「（公有水面を含む。）」を削り、同号を同項第十一号とし、同項第十三号を削り、同項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

沖縄県知事は、基本方針に基づき、沖縄振興計画を定めるよう努めるものとする。

第四条に次の五項を加える。

5　沖縄県知事は、沖縄振興計画を定めたときは、これを公表するよう努めるとともに、内閣総理大臣に提出しなければならない。

6　内閣総理大臣は、前項の規定により沖縄振興計画の提出があった場合においては、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、当該沖縄振興計画についてその意見を内閣総理大臣に申し出ることができる。

7　内閣総理大臣は、第五項の規定により提出された沖縄振興計画が基本方針に適合していないと認めるときは、沖縄県知事に対し、これを変更すべきことを求めることができる。

8　内閣総理大臣は、第五項の規定により提出された沖縄振興計画について前項の規定による措置をとる必要がないと認めるときは、その旨を沖縄県知事に通知しなければならない。

9　第五項から前項までの規定は、沖縄振興計画の変更について準用する。

第二章中第四条の前に次の一条を加える。

（沖縄振興基本方針）

第三条の二　内閣総理大臣は、沖縄の振興を図るため、沖縄振興基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2　基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　沖縄の振興の意義及び方向に関する事項
二　観光の振興、情報通信産業の振興、農林水産業の振興その他の産業の振興に関する基本的な事項
三　雇用の促進、人材の育成その他の職業の安定に関する基本的な事項
四　教育及び文化の振興に関する基本的な事項
五　福祉の増進及び医療の確保に関する基本的な事項
六　科学技術の振興に関する基本的な事項
七　情報通信の高度化に関する基本的な事項